**附　則**

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

**○国土交通省告示第六百九十一号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢川沢二号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県伊達市霊山町大字下小国

字鳥屋　四六番　一号

四四番一　二号

九番四　六号

九番一　七号

九番二　八号、十号及び十二号から十四号まで

七番四　十五号

七番一　十六号

字沢川　五二番一　三号及び四号

四七番一　五号

四一番一　九号

三五番一　十一号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯上沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千三百五十五号で指定した同号三十五に掲げる土地の区域を除く。）

福島県喜多方市熱塩加納町熱塩字的場　甲六七四番一　一号

甲六六五番一　二号

甲七三二番　二十八号

甲七二二番　二十九号

字山ノ神　甲七四一番二　三号

甲七四一番一　四号

甲七六七番　五号及び六号

甲七六五番　七号

甲七六五番地先道路敷　二十二号

甲七六九番　二十四号

甲七七〇番　二十五号

甲七三九番　二十六号及び二十七号

字熱塩　甲八三一番　八号及び二十一号

甲八四八号二　九号及び二十号

甲八四四番　十八号

甲八二六番一　二十三号

字寺山　甲一一六七番九　十一号

甲一一六七番二　十三号及び十四号

甲一一六七番八　十七号

字湯上口　甲八五一番　十号及び十九号

甲八六五番　十二号

甲八七二番　十五号

甲八六九番　十六号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

バケモノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福島県耶麻郡西会津町新郷大字笹川

字小杉　四三六二番一六　一号及び二号

四三六二番四　三号から六号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二軒在家沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十四年国土交通省告示第三百六十一号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

福島県南会津郡只見町大字二軒在家

字岩下　一七〇番一　一号

字井戸入山　一三六二番　二号

一三六五番三　三号及び四号

一三六六番　五号

一三五一番　六号

一三六〇番二　七号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千百号で指定した土地の区域を除く。）

福島県南会津郡只見町大字黒谷

字倉谷　二九三〇番三　一号

二九三〇番一　二号から四号まで

字東山　二九六六番六二　五号から十一号まで

字西山　二九六三番一二七　十二号から二十二号まで

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

舘屋沢

**○防衛省告示第百二十六号**

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十五年七月四日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

| 区域の名称 | 制限又は禁止区域 | 期間 | 条件 |
|---|---|---|---|
| 静内対空射場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先） | 一区域<br>北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径四〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面<br>二区域<br>北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面 | 一区域<br>平成二十五年七月十六日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後五時三十分まで<br>二区域<br>平成二十五年九月一日から同月二十五日までの間及び平成二十六年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで | 全ての漁船の操業の禁止 |